

令和3年1月臨時会
商工建設常任委員会会議録
令和3年1月29日

場 所 第5委員会室

令和3年1月29日(金曜日)

観光推進課長	高橋智彦
スポーツランド推進室長	飯塚実
オールみやざき営業課長	平山文春

午前10時34分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第13号)

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

出席委員(8人)

委員 長	武田浩一
副委員 長	坂本康郎
委員	外山衛
委員	山下博三
委員	西村賢
委員	日高利夫
委員	田口雄二
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(2人)

議員	蓬原正三
議員	内田理佐

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	松浦直康
商工観光労働部次長	岩本真一
企業立地推進局長	中嶋亮
観光経済交流局長	丸山裕太郎
商工政策課長	山下弘
経営金融支援室長	長倉佐知子
企業振興課長	串間俊也
食品・メディカル 産業推進室長	日高一興
雇用労働政策課長	兒玉洋一
企業立地課長	大衛正直

○武田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○松浦商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の御説明案件でございますが、お手元の常任委員会資料の目次にありますとおり、「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)」に係るものでございます。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、先ほどの知事の提案理由説明にもありましたけれども、少し背景を御説明させていただきたいと思っております。

1月7日の県独自の緊急事態宣言、それから、その後の飲食店の皆様への時短営業の要請、それから県民の皆様への不要不急の外出自粛、そ

ういったものを求めてきたところでございます。

そういう中で、特に飲食店関連の取引の事業者の皆様、大きな影響を受けているということがございます。それから、外出自粛等に伴いまして、イベント等の中止も重なっているということで、県下全域の経済活動に大きな影響が出ているという認識でございまして、国は、特別措置法に基づきまして、緊急事態宣言を発令した都府県については、そういった事業者に対して一時金を出すという方向を打ち出しております。県といたしましても、独自ではありますが、同じような状況があるということで、県議会議員の皆様も含めてあらゆるチャンネルを活用しまして、こういった国の取組の対象としていただきますよう、要望しているところでありますけれども、現時点でそれが明確に示されているという段階ではありません。

一方で、この緊急事態宣言の中で、様々な方々から県としての考え方を示していただきたいという声も頂いております。そういうような状況でありますので、今回、御提案をさせていただいている事業につきましては、国の対応がどうなるかということ、とりあえず置いておきまして、県として、こういった対応をしたいというところで内容を整理してきたところでございます。

大きく2つございますけれども、1つは事業者支援の一時金であります。これは時短営業をしている飲食事業者の皆様と直接的な取引関係があるところ、あるいは直接的に時短営業によって大きな影響を受けているところ——タクシー、運転代行業などでありまして、そういったところを対象として実施をしたいと考えております。

それから、それに限らず、広く経済への影響

が出ているということがありますので、一定程度感染が落ち着いてからになると思っておりますけれども、市町村と連携をした形で消費喚起策を講じてまいりたいという趣旨のものでございます。

委員会資料の1ページにありますけれども、商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、この表にありますとおり、補正前の額が609億6,632万3,000円、今回、お願いしております補正額が22億2,689万6,000円の増額でありまして、その結果、補正後の額は631億9,321万9,000円となります。

それから、2ページには各課の予算の状況を掲げております。

そして、3、4ページに今回の事業の資料を掲げさせていただいております。

詳細については、それぞれ商工政策課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○山下商工政策課長 議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)」について御説明いたします。

お手元の令和2年度1月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、9ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計22億2,689万6,000円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3例目の欄にありますとおり、538億2,183万円となります。

ページをめくっていただきまして、11ページをお開きください。

補正の内容ですが、中ほどの(事項)地場企業振興対策事業費につきまして、説明欄の新規事業、飲食関連事業者等緊急支援事業をお願いするものです。

次に、その下の(事項)中小商業活性化事業費につきまして、説明欄の新規事業、みやざき応援消費活性化事業をお願いするものです。

各事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業、飲食関連事業者等緊急支援事業です。

1の事業の目的・背景ですが、部長からの説明もありましたとおり、国が緊急事態宣言を行った都府県におきましては、飲食店の時短営業により影響を受けた飲食関連事業者等を対象に、国が一時金を支給する方針が示されておりますが、本県は現時点で支援措置の対象となっております。

国に対しましては、引き続き本県も対象とするよう要望を行ってまいりますが、県内の飲食関連事業者等は大変厳しい経営状況にありますことから、県において支援金を支給し、事業の継続を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は14億9,989万6,000円、実施主体は県です。

事業内容ですが、飲食店への時短要請により、直接的に大きな影響があった取引事業者やタクシー事業者、代行運転事業者で、本年1月または2月の売上高が対前年同月比で50%以上減少している事業者に、1事業者当たり20万円を支給するものです。

3の事業の効果ですが、特に厳しい環境に置かれた飲食関連事業者等を下支えすることにより、事業継続が図られるものと考えております。

次に、4ページを御覧ください。

新規事業、みやざき応援消費活性化事業です。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大に伴い、現在、

感染拡大防止の観点から、外出自粛等の行動制限をお願いしておりますが、一方で、県内の消費が落ち込み、事業者にとりましては大きな打撃となっております。

このため、今後の感染状況も見極めながら、県民の消費喚起を図り、経済を活性化させていく必要がありますことから、市町村に対し必要な経費を補助し、地域の実情に応じた消費喚起策を実施するものです。

2の事業の概要ですが、予算額は7億2,700万円、事業の実施主体は各市町村です。

事業内容ですが、プレミアム付商品券発行事業など、市町村が実施する地域の実情に応じた消費喚起策に係る経費について、2分の1を限度に補助するものです。

商品券事業以外の取組の例といたしまして、キャッシュレス推進を兼ねた電子地域通貨ポイント付与事業や飲食店支援アプリ活用によるクーポン・ポイント付与事業、商店街への誘客・売上増を目的とした商店街イベント事業などの実施を想定しております。

3の事業の効果ですが、地域の実情に応じた消費喚起策を行う市町村を支援することにより、県民の消費喚起を促すとともに、本県経済の回復が図られるものと考えております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○山下委員 部長も当初、いろいろ説明していただきました。

さっきの知事の提案理由説明の中でもあったんですが、11月議会が終わった後、宮崎県でもコロナが爆発的に発生してきましたよね。

その中で、福祉関係、医療現場をはじめ、大変な思いをされながら頑張っていただいていること、それと、商工業の皆さん方をはじめとし

て、コロナに対する様々な思いというのが県のほうにも届けられて、皆さん方も不眠不休の中でいろいろ対策を議論してきたことも、知事の提案理由の中で分かりました。

その中で、今回、議案として出されたのはいわゆる飲食店の関連事業所ですよね。飲食店等については、過去に支給をされました。

今回も1日当たり4万円という形で支援策が出てきたんですが、それぞれまた関連事業所の問題ですよね。タクシーであったり、代行業であったり、飲食店以外の様々な業種の人たちが影響を受けたと思うんですが、やっと今回、こういう決断をしていただいて、金額20万円は別として、やっぱりここに至るまでに各業界から声が届いてきたと思います。その辺の業界からの意見の集約、そして、今回、その20万円の給付について、対象の業種をどこまで絞られたのか。その全体的な数等とこれまでの経緯について教えてください。

○山下商工政策課長 委員がおっしゃいますように、いろいろな業界の団体の方から私どもに直接お話もありましたし、また、各市町村に様々な要望が寄せられていると聞いております。

私自身も、宮崎市、都城市、延岡市など、大きな市を回りまして、直接、市の担当者から今の状況の聞き取りを行ったり、あるいは運転代行業者様とかから直接お話を伺ったりして、状況を確認したところでございます。

お話を聞く中では、今年の春先、それから夏、この頃までは何とか我慢できたんですけども、今回のいわゆる第3波の中で大変厳しい状況にあるというお話を様々な業界の方から伺ったところでございます。飲食店への時短要請による協力金につきましては、一区切りといえますか、そういったものがあつたのかなと思っておりま

すけれども、国がそれ以外の関連事業者に対して一時金を出すことに大きな期待感がありまして、その期待感の中で県議会からもいろいろな要請をしていただいておりますし、知事からも要望を出してはいたしましたが、なかなか進んでいないという状況がありましたことから、今回、もう県単独でやろうという決断に至ったところでございます。この事業を構築するに当たりましては、市町村とも意見交換いたしまして、結果的に、こういう形で県でやるということに至ったところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

業種をどこまで絞り込んだのか、そこ辺りも教えてください。

○山下商工政策課長 まず、飲食関連事業者といえますのは大変幅広くございまして、この予算、14億9,900万円余をお願いしておりますけれども、積算上は7,250社掛ける20万円で積算しております。

この7,250社の積算の考え方なんですけれども、どこまで影響があるのかを見るのが非常に難しいと考えておりまして、関係があると思われる、例えば、卸売業とか小売業、サービス業、農林水産業、こういったものが経済センサス上、2万社ほど県内にございます。

このうち、飲食店と直接取引があると思われる事業者を、これはもう想定ですけれども、50%と想定いたしました。これで1万社でございます。このうち50%以上減収しているであろうという事業者数を70%と想定したところでございます。

この70%の数字ですけれども、昨年、私どもで実施させていただきました、小規模事業者事業継続給付金で75%以上の減収のところは全体の20%ほどございましたので、ここから想定し

で50%以上の減収を70%ぐらいあるだろうと想定いたしまして、1万社のうちの70%で7,000社、タクシーと運転代行事業者が250社ございますので、合わせて7,250社と想定したところがございます。

これは、あくまでも想定でございまして、なかなかその数字を厳密に積算するのが難しかったというところではございますが、このような形で出ささせていただいたところがございます。

○山下委員 この業種の選択が一番難しかっただろうと思うんですね。

それで、細かく言えば幅広い影響が出ているわけですから、どこまで皆さん方のいわゆる協議の中で絞り込めたのかなと思うのですが、全体的に何社、何業種ありますか。

○山下商工政策課長 すみません。県内事業者でいうと5万1,000社ほど、経済センサス上はございます。

業種の数は、すみません、ちょっと今、お手元……

○山下委員 ちょっと待って。私が言っているのは、この20万給付に対する業種のことです。

○山下商工政策課長 今現在、この給付の対象とするところを、時短営業をさせていただいた飲食店と直接取引があるところで、対前年同月比で50%以上減収したところというところまでしか、今のところ決めておりません。

現在、その事業の詳細につきましては、国の一時金もまだはっきりしていないところなんですけれども、こういったところも見ながら、制度の詳細設計を今からやっていきたいと考えておりまして、実際にどれぐらいあるかというのは非常に難しいところで、そこまではまだ出ていないところがございます。

○山下委員 分かりました。私もこれ以上、事

業所について深く聞こうとは思いません。ただ、国が緊急事態宣言を出したところ、10都府県だったかな、そこは40万円というのがぼっと出て、そうでないところは先ほどありましたように、期待はされたでしょうけれども、宮崎県は20万円ということを出したんですが、全国の47都道府県の中でこういう事業を、いわゆる飲食店の関連事業所に対しての支援金を出そうという取組がほかの県でどこかありましたか。分かっていたら、ちょっと教えてください。

○山下商工政策課長 どちらかという、我が県が先に出したような印象はあるんですけども、鹿児島県さんが、昨日、これは飲食関連事業者に限らず、70%以上減収になった事業者に対して給付金を出すというような方針を出しております。

それ以外に、今日も他県から問合せ等がございますが、九州の中でも幾つかの県でそういった動きがあるようございまして、今、どちらかという、その様子見といったところもあるようございまして。

○山下委員 本県の取組は非常に早かったという思いです。2月議会がもうすぐ開会なんですけど、我々もその前には何らかの形で何か事業が組めないのかなという期待をずっとしてしおりました。いい決断をさせていただいたという思いでありますけど、実際これを今日採決した場合、民間の人たちも遅れ遅れの対策でしたから期待されていると思うんですが、これを実行する時期というのはいつ頃になりますか。

○山下商工政策課長 既にもういろいろ課内での議論を進めておるところでございまして、スケジュールを申し上げますと、2月中には制度設計、広報をして、3月の頭に問合せのコールセンターを開設し、3月中から申請の受付を開

始して、受け付け次第審査し、支払える状態になったら、もう直ちに払っていかうと考えております。

○山下委員 最後になります、実際の実行は3月の後半ということで認識していいですかね。分かりました。

それと、1月7日から県独自の緊急事態を出しましたよね。その宣言のときに、東京は1日当たり6万円でしたけれども、いわゆる4万円というのを提示された。それについての実行状況はどうなってますか。今、もう実行してるの。まだ今から。まだ宣言期間中ですから、これもいつ頃になるのかちょっと教えてください。

○山下商工政策課長 協力金につきましては、市町村ごとに実行しておるところでございます、最初の緊急事態宣言、1回目と2回目と分けて執行するような様子でございます。

せんだって宮崎市に行きましたところ、職員が電話対応をされておまして、1回目については、もう既に始まっているのではないかと思います。市町村によって若干差はあると思います。申し訳ございません、全体の状況というのは、把握してございません。

○山下委員 はい、分かりました。

○西村委員 今、山下委員のほうからいろいろ質疑があったので重複は避けますが、まず、いろんな会派からも話が出ると思うんですが、これが先行してマスコミ発表されたことによって、中身を我々が知る前から我々のところにも非常に問合せが多くて、これは期待の現れでもあると思いますし、逆に言えば、これでもらえなかった人たちの失望は非常に大きいものがあると思います。

また、昨日、おとといと、議運後の話も踏まえて、あたかも報道では、もう自分たちはもら

えるもんだというような問合せも非常に増えてきてまして、議会軽視と言うと大げさかもしれませんが、我々はしっかりとこの場で議論を尽くしたいし、言いたいこともたくさんあります。

議論の前にああやっpegちとして報道されてしまうと、皆さん方がもう全くこれからの修正であったり、対応であったりということが逆にできなくなるし、我々の意見が通らない、もしくは県民の意見が全く通らないということに対して私は憤りを持っております。マスコミに出すなどとは言いませんけれど、今回の出し方に関しては、知事、県が独自でやるということで力が籠もっていると思います。

そこも踏まえてですけれども、その思いと違って県民の方々の期待感と、また逆に失望感というものをもっと感じていただきたいと思います。

その中で質問しますが、この50%というハードルを県民の方々も納得していない部分もあります。皆さん方に私も説明するんですが、飲食店の4万円というのは、これは感染防止の協力金ですよと言ってますが、あの人たちは仕事せんでもらってるじゃないかと、俺たちは苦しいんだという話、非常に強く受けてます。

その中で、1日4万円と、今回50%減って、なおかつ20万円というのは、財政当局の努力は本当に分かるんですが、やっぱりそのギャップがあり過ぎるということと、昨年1月、2月はただでさえ売上げに影響が出ていたと、1月、2月の影響から考えて50%というのは、さすがに、そんなことを1年やってたらとっくに倒産してると。その中でわずか20万円しかない、先ほど言ったように50%のハードル、これに対しての県の考え方をまず教えていただきたいと思

○山下商工政策課長 今回、減収を50%といた

しましたのは、国の一時金と同じ取扱いということで考えたところでございます。

時短の協力金の4万円というのと、確かにその不平等感という話を、私もいろいろところで伺っておるところでございますけれども、財源の縛りがある中で、これぐらいと考えておるところでございます。そこについては、いろいろな不満があるというのは承知しておるところでございます。しかし、何とかこれで少しでも頑張っていたきたいなと思っておるところでございます。これはもう御協力をいただかないと考えております。

○松浦商工観光労働部長 まず、情報が前に出たということについてであります。

我々としても、これは当然議会にまず御報告、御説明をして、その中で中身が固まって出ていくという形にすべきだという基本的な考え方を持って対処してきたつもりであります。どこから漏れたということになりますので、この点については、我々としても改めて反省をして、しっかり情報管理をしていくような形で取り組んでいく必要があると考えております。今回についてはおわびを申し上げますけれども、今後の取組について御理解をいただければと思っております。

それから、この50%のお話でありますけれども、まずは国に対して本県の状況も、国が緊急事態宣言を出した地域と同じだと、場合によっては、それ以上に厳しい状況もあるんだということで要望を開始いたしました。

その中で、なかなか国のほうの動きとして見えてこないというところがありまして、最初のスタートとして、もし国が無理だということになったときに、県としてどこまでカバーできるんだろうかというところから検討のスタートを

したということでもあります。

もちろん、国のその考え方を乗り越えてというようところがなかなか難しい、最初から県独自でやっても難しいところがありますので、このところは、そういう形でのスタートであったということでもあります。けれども、もし国がしなければ、こうしますよという考え方は恐らく通らないだろうと、こういった形で議会に御説明をして、予算を議決いただいた後に、国が出したから、じゃあ、県はしませんよということは通らないだろうということで、最終的には、国の対応いかににかかわらずやろうと。その中で、予算の範囲としてぎりぎりどこまでできるだろうかと検討をしたということが実情でございます。なかなか苦しい中で、我々としても考えてきたというところもでございます。これまで11月議会などでも、いろんな方々が苦しいという御意見も頂いておったところでもありますので、何とかその中で、少しでも拾えないか、救っていくことができないか、気持ちだけでも伝えられないかという思いで、今回の事業を構築したということでございます。

給付事業が今後、どういうふうにできるかというのは分かりませんが、消費喚起なり、別の形での事業者支援なりということについては、今回が最後というわけではありませんので、今後の補正なり、当初なりといった中で、できる限りのところは努めてまいりたいと思っておりますので、トータルで御理解をいただければありがたいと思っております。

○西村委員 答弁ありがとうございます。

その気持ちは重々理解をしております。県が国に先駆けてやる、挑戦するということは非常にありがたいことだと思っておりますが、県民の思いというものもしっかりと酌んでいただきたい

と思います。また、一律4万円、また今回も一律20万円ということに対して、企業の規模でありますとか、企業の雇用的人数とか、売上げとか、そういったことが一切加味されていないやり方に対して、非常に国民全体としても不満も出ているところでありまして、行く行くは、次の世代に乗っかっていく借金でありますので、そういったことも踏まえた対策を有効的にやらなきゃいけない。スピード感が必要だとか、いろいろある中で大変だとは思いますが、しっかり制度設計の段階からその先のことも考えていかないと、本当にばらまいただけで終わってしまう。この嵐が過ぎ去ったら、企業が廃業してしまうということになってはいけないので、企業も事業者も持続していけるような取組というのは、この補助金というか、この見舞金のようなシステムだけじゃなくて、いろんな事業支援のやり方もあると思いますので、それをまた複合的に考えていただきたいし、それぞれの市町村でも取り組んでおられると思いますので、県がそれをしっかりとフォローしてやっていただきたいと思います。

また、県民によっては、いろんな助成とか補助とか政策が出てることを一々調べ切らないところ。労働関係、売上げ関係、事業の継続だとか、それぞれのジャンルにまたがっていろいろやっていますので、自分たちが調べたいものをばつと見たときに見つからない、こういうのはないんだというのが非常に多いと思います。

そういうのを県が寄せ集めて、県や市町村の事業をまとめた資料みたいなを出していただいて、一度で分かるものを再度作り上げていただきたいと思います。以前はあって、非常に喜ばれていましたので。これは、要望です。

○外山委員 一点だけお尋ねしますけれども、

この事業主体は県ですよ。この申請の実務を担うのは市町村になるんですか。

○山下商工政策課長 直接的なこの支援金の支払い業務は、県でやる予定でございますけれども、申請の受付と書類の審査につきましては、商工会議所、商工会でやっていただくように、今、調整を図っておるところでございます。恐らく、そのような形になろうかと思います。

○外山委員 商工会議所、商工会でということですね。分かりました。

○日高委員 当然、今回も商工会が主体となって受付申請されるということだろうと思いますが、先ほど山下委員の中にもありましたが、対象業種の問題ですね。これは、一部新聞等の報道によると、2月までに全部リストを挙げてというような話が出ておりましたが、それはどういった形で業者を挙げていかれるのか。事細かにこういう業種が該当します、しませんというのを挙げられる予定なのか、まず1点目、そこをお願いします。

○山下商工政策課長 対象となる業種か否かというのとはちょっと違って、要するに取引関係があるかということが前提になりますから、例えば、農林業でも直接取引しているというところが確認できるか否かというところで、対象になるかどうかということになります。

ですから、様々な業種がございますけれども、その業種がひっくるめて全部対象になるというわけではなくて、その中でも取引をしているというところが確認できるということが、まずは要件になるものでございます。

○日高委員 そういった取引の状況、それを審査するというのは、商工会が担うということですよ。

去年の県の持続化給付金だったですかね、あ

れの時もそうでしたけれども、結局、商工会に入っていない、そういう人たちが大変心配されて、商工会に入っていないから相手にされなかったとか、そういうことは本当はないでしょうけれども、心配はあったんですね。実際、私、そういう形で商工会以外の方から何件か国の持続化給付金とか、そういうところに連れて行ったりして申請をした、そういうこともありましたので。

小さい田舎のほうは、役場がしっかりと商工会とタッグを組んでくれるからいいんですけれども、特にそういうのは大きい街場のほうですね。今度また2回目ということですから、去年の夏に引き続き、そういう漏れがあったら大変だなと思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、申請は結局3月末から始まるということですが、これは去年も県のほうの75%の分は6月で打ち切りということだったですよ。あれで、6月は早過ぎるんじゃないかとかいう話を何回かさせていただきましたけれども、今回も3月まででこの事業は片づくということになるんですかね。

○山下商工政策課長 事業の終期につきましては、まだ具体的には決まっておりません。申請の状況にもよりますので、そういったものを見ながら判断していくことになると思うんですけれども、ちょうどこの3月というのが、企業さんにとりましても確定申告の時期であったりとか、商工会議所や商工会にとりましても確定申告や決算を作成する支援とかをやって非常に忙しい時期なので、そういう中で何とかやっていきたいと思いますということで、今、お話をさせていただいておるところでございます。非常に多忙な時期でもあるんですけれども、できるだけ早

くお支払いできるようにやっていきたいと思いますということで、頑張ることとしております。

○松浦商工観光労働部長 今回、どのようなアウトラインでやっていくのかというところを整理してくるところまでしかできておりませんので、制度をどういうふう具体的に設計をしていくかというのはこれからのお話になります。これは2月いっぱいぐらいで何とか固めていこうと思っております。

その中で、スケジュール的なものについても固まってまいりますので、これが年度を超すような場合も当然出てくる可能性がありますので、そういったときにはまた所要の手續を議会に提案をさせていただくことになるだろうと思っております。

それから、対象業種ということで、この業種は全て対象になりますよという考え方は今のイメージとしては持っておりませんで、時短営業している飲食店の方々と取引が書面等で確認できる事業者の方で、5割以上減額になっているところが基本的な考え方かなとイメージしております。その中で、例えば、お店の家賃の契約とかがあって、家賃そのものも減額していない場合はちょっと違うんじゃないかなとか、いろんなケースを検討した上で、どういう事業者を対象にしていくのかということこれから検討していき、2月いっぱいには固めてまいりたいと思っております。

○日高委員 では、3月31日、これは場合によっては繰り越すというようなことも十分考えられるということでしょうか。

○松浦商工観光労働部長 一応、想定として入れております。

○日高委員 結局、今回は先ほどからいろいろ出てきているように、職種というところにみん

な非常に敏感になってるかなと思うんですね。ですから、それを商工会や役場の人たちが折衝しながら認める、認めないというのが多分出てくると思うんですね。それは今回は非常に難しいところが出てくると思います。飲食店に関わる人たちということですから、領収書とか納品書とかで確認されていくところも出てくるでしょうけれども、そういうのがないことも想定されると思うんですね。

先ほど部長が言われました家賃の問題もあります。これも例えばカラオケのレンタル業者は、今、スナックの皆さんはほとんど休んでおられますが、月に5、6万とかいうレンタル料金を払っています。これを、休んでるから猶予してくれないかということでスナックから頼まれているレンタル業者の皆さん、そういった方たちはスナックの業者に、半額にまけますよとか2割引にしますよとか、そういった形で一生懸命努力をされているということですね。

そういった、カラオケなんかのリースをもとにされている業者の方たちは、じゃあ、自分たちは対象になるのかと。いろんなところでそういった問題が出てくると思いますので、この辺はよっぽど慎重にやっていただかないと、特に小さいところは、そのことがもとで、今度は商工会と地域の業者の皆さん、そういったところが不調になる火種をまくようなことになりますので、その辺は県のほうで十分商工会に御指導いただき、うまくやっていただきたいと思いません。

○前屋敷委員 国の回答待ちじゃなくて、適切なときに県の独自の判断が要るんじゃないかということも申し上げてきたんですけど、そういう判断をこの時期にさせていただいたということは、大変困っている、また苦勞しておられる

業者の皆さん方にとっては、一時の清涼剤にもなるのかなと。基本的にこれで解決するということではないんですけど、そういうものになるんじゃないかと私自身も思っているところです。

それで、今、様々な御論議があってきたところなんですけれど、やはりここに関わる業種の皆さん方をどう決められるかという点では、いろいろ私どもも相談も受けたりするんですけど、大なり小なり今度のコロナのこの問題ではいろんな方が影響を受けてるのは確かなところなんです。さらに緊急事態宣言が延長になったということで、これまで頑張ってきたけれどもう折れてしまったと、もう廃業も余儀なくされるという方々も、たくさんお声も聞いてきたところです。

そういった中で、元気を出して営業を続けていける、続けていこうやというメッセージだというふうに私も受け止めたいと思います。

そういった意味では、なるべく幅広く、そういう方々が救えるような制度設計をしていただきたいなと。どこまでの関連業者が救えるか、拾えるかというところで検討していただきたいというのが一つございます。

この手続の問題なんですけれど、今、商工会、商工会議所が窓口で審査をされるということですので、制度設計の中身を綿密につくっていただいて御協力いただくということと、それとやはり、今からつくり上げるということのようですので、そこはかなりタイムラグが出てくるわけですよ。もう今の時点で困ってらっしゃる方がほとんどなものですから、一日でも早く支給ができるような体制を取ることが必要ですし、申請の前も含めて相談に応じるという体制も要るかなと。そういったもので、ぜひ御努力もし

ていただきたいと思っ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

ていただ

らないということは、事業承継がうまくいって300件ちょっとで収まっているのか。その数字がもし分かれば教えていただきたいです。

○長倉経営金融支援室長 本県の事業承継なり、事業引継ぎとの関連というところは、はっきりとは分からない状況ですけれども、この休廃業・解散件数を全国で見ますと、全国では前年比の14.6%増加の4万9,698件ということで、これは平成12年に東京商工リサーチが休廃業・解散の調査を始めて以来最多となっております。やはり、全国的には増えているという状況がございます。

本県については、事業承継との関連は直接的な分析はできておりません。

○田口委員 まだ本県の数字がはっきりしてないということですか。それで全国のほうが分かるんですね。いや、本県の状況がさっき事業承継と休廃業したのが302件で、前年と比較してもほとんど変わってなかった。ただ、状況でいくとかなり厳しくなって、私は議場でも増えるんじゃないかと質問したことがありますけれども、それでいくと、去年は1年間、そう大きな動きがなかったということは、実際は事業承継がうまくいったからなのかということなんですが、全国の状況は聞きましたけれど、本県の状況はどうなのかということをお聞きしたいです。

○長倉経営金融支援室長 302件という休廃業・解散件数は、東京商工リサーチが持っている企業データベース上で判明した件数でございます。小さな個人経営のようなところは拾えていないので、その状況を合わせると休廃業・解散も増えている可能性も高いかなと個人的には思っております。

事業引継ぎ支援センターでの相談も少し増えている状況もございますので、そういった引継

ぎ支援センターも、コマーシャルや新聞広告、テレビCM等で相談してくださいというPRをしていますので、その効果も若干はあるかとは考えております。

○田口委員 もう一度聞きますけれど、私、今まで何回か質問して、数字が去年に比較してこれだけ出ました、今年はこれだけ上がって、実績も増えてますというような報告を何名か受けていますが、その事業引継ぎ支援センターがやった件数というのは分からないんですか。

○長倉経営金融支援室長 事業引継ぎ支援センターの令和元年度の成約件数が35件となっております。

今年度は、12月末現在までで20件という成約件数が出ております。

○田口委員 わかりました。

○松浦商工観光労働部長 事業引継ぎ支援センターのセンター長さんとたまに話すんですけども、相談件数は確実に増えてきているということ、それから、今年はコロナということがありましたので、手続がなかなか進められないというようなことが多分あるんだろうと思うんですけども、実際の成約、引継ぎまで至る件数というのが年々増えてきているという傾向にありますので、随分浸透はしてきたのかなということはセンター長さんも言っておられます。

令和元年度でいいますと30件ということでもありますので、毎年度の廃業というのが300件ぐらいとすると、1割程度のところまでは来ているということで、まだ増やしていかなければならないという課題認識はありますけれども、そんなに箸にも棒にもかからないような実績ではなくて、拡大をしてきているという状況にありますから、全く関係がないというようなことではないと思っておりますし、相談も確実に増えて

いるというような状況でありますので、おっしゃっているような傾向は考えてもいいんじゃないかと思っております。

○武田委員長 確認なんですけど、この対象事業者は先ほどから議論があるところで、業種じゃなくて直接取引というのでも十分理解できました。それ以外の業者はタクシー業者と代行運転業者、この2業者だけに限定と考えていいのか、もしくはその他のところから問合せがあった場合に、この2業者以外のところになる可能性があるのかをお聞きしたいんですけれど。

○山下商工政策課長 今回、限られた予算の中でできるだけ多くの事業者さんに支援ができればと思っておりますけれども、まずは、時短営業した飲食店と直接取引があるところと、今回、飲食店と直接取引があるところ以外に非常に大きな影響を受けているということで、タクシー業者と代行運転業者を特出しさせていただき、絞らせていただいたところでございます。

○武田委員長 もう、そこ限定ということで考えていいわけですね。

○山下商工政策課長 はい。直接取引というところが証明できるものであればということで、あとはそれで限定させていただきたいと考えております。

○武田委員長 はい、分かりました。

○松浦商工観光労働部長 どういった業種が対象にできるのか。当然、予算の措置できる範囲というのもありますので、そういう中で市町村の御意見も全部聞きました。

市町村の状況として、それぞれ違っているというのがよく分かりました。

宮崎市でいうと、もうニシタチ辺りはみんな時短営業の影響を受けているんだという御意見もあります。一方で、そうではない町村部にな

りますと、思ってもみないようなところが外出自粛とか、そういったところで影響を受けているというところで、市町村の状況のばらつきが非常に大きく、ほぼ全ての市町村で共通する部分というのは、県で直接こういった形でさせていただこうと。それ以外のところについて、当然、市町村の独自事業ということになると思うんですけれども、給付という形を市町村が取れるかどうかは分かりません。それ以外に、例えば団体の中で、消費喚起という意味合いでてこ入れをしてあげる必要があるような場合も当然あると思いますので、その消費喚起の事業というのは、ある程度市町村の実情に応じた形で使えるような、そういう仕組みをもう一つ持っておこうというところが今回の2本立てでの事業組みという考え方でございまして、苦しいところではあるんですけれども、このような御提案をさせていただいているところでございます。

○坂本副委員長 すみません、今、部長がおっしゃった、4ページのみやぎき応援消費活性化事業についてお尋ねします。

この消費喚起策について、まず、かなり時間が限られている。この年度内に事業化する目的・意義について、教えていただきたいです。

というのは、今、緊急事態宣言下ということもあって、行動が制限を受けているという中で、なかなか消費喚起というのがやりにくい。この背景に市町村からそういう具体的な要望があるのであれば、それも併せて教えていただけるとありがたいんですけれど。

○山下商工政策課長 今回のタイミングで出させていただきましたのは、まず一つには、先ほど部長が申しあげましたように、この緊急支援事業と2本立てで、直接給付と消費喚起という2つの柱でやっていきたいということがござい

ます。

それと、この消費喚起の事業につきましては、各市町村の実情に応じて、適時適切にやっていかなければなりませんので、会計上、また手続上、繰越し等もお願いすることになるかとは思っておりますけれども、まず、市町村に県の補助金を示して市町村で対策を取っていただいて、早いところは春ぐらいからやっていくというような話も聞いておりますので、的確に対応できるように、今回出させていただいたところでございます。

○坂本副委員長 去年の食事券の第2弾のひなた食事券が後半、かなり売れてないという話をちょっと聞いておまして、生活者のレベルでなかなかそこまでお金が回らない、応援のマインドというか、それがコロナの感染が始まった去年の最初の頃ですね、4月、5月、6月ぐらいと比べるとかなり変わってきてるのかなと、私自身は印象を持っています。

例えて言うと、あまりよくないかもしれせんけれど、テレビ等でも当初はステイホームを応援するような歌がはやったりとか、そういった動きがありましたけれども、だんだん長期化する中で皆さん疲れてきていて、なおかつ、こういう地方においては、当初はやっぱり応援してやろうという気持ちでいろんなものを購入したりというのはあったと思うんですけど、この長期化の中でいろんな方から話を聞いていると困窮されているという実情を感じざるを得ないんですね。

消費喚起策の意義というのは、私自身はすごく重要だと思っておりますけれども、今、このタイミングで消費喚起策、応援を引き出す根拠とか、そこまでしっかり分析をしていらっしゃるかなというのを、ちょっとお伺いしたいんで

すけれど。

○山下商工政策課長 まず、GoToイートのひなた食事券の状況を御報告させていただきますと、16万セット販売している中で、13万セットほどが売れたところで販売終了でございます。これにつきましては、利用期間を5月末日まで延長いたしましたので随分使っていただきたいと考えております。

副委員長がおっしゃいましたように、今、その消費に回っていくといえますか、なかなか街に出て行くような雰囲気ではないと。やはりコロナ疲れといえますか、そういった状況が世の中に蔓延しているようなところではないかと思えます。

ただ、いざ消費喚起をやっていこうと、もうコロナがそろそろ収束してきたぞというときに直ちに打っていかないといけないので、それに備えて、今回、予算をお願いしたところでございます。例えば、宮崎市と山間部の町村では状況が違いますから、そこそこの状況に応じて開始時期も検討していただいて、適宜やっていただきたいなということで、今回提案させていただいたものでございます。

○坂本副委員長 はい、分かりました。

○山下委員 この応援消費というのは、市町村とも協議をして組まれたということでしたので、連携はどうかと思ったんですが、今もありましたように、GoToトラベルからGoToイート、プレミアム券とか、もう様々な対策を講じてきましたけれど、あまりアクセルを踏み過ぎると、今回も第3波が御案内のとおりでした。県民も事業を推進する行政側としても、もろ刃の剣なんですよ。

私も令和2年度ということでしたので、もう2月、3月、あとわずかしかない中でどうする

んだらうという思いでいたところ、繰越しができるということでしたから、長期的な展望で予算組みをしていかないと、予算だけ先行投資でアクセルを踏むことだけやっていて皆さんが恐れるのは第4波なんですよね。

そうなるとワクチンの動向も当然2月末ぐらいからって言っていたけれど、どうもやっぱり遅れ遅れになってくる。だから、一般県民に全部渡るのは秋以降じゃないかとかいうことを皆さん方も心配して、我々にも相談が来るんですよ。

この辺の事業の進め方については、幅を持たせた形でやっていかないとどうしようもない。また取り返しのつかない、第4波になったときに非常におそれが多いものですから、その辺のこともしっかりと皆さん方も議論はされたんでしようけれども、この事業等についてもいろんなものを作って、まだ未消化の部分がいっぱいあるわけですから、そのタイミングをどこで見るかということをしつかりと検討しながらやってください。

○松浦商工観光労働部長 大変重要な御指摘だと思っております。

我々としても、例えば、緊急事態宣言が仮に解除されたとして、即何か手を打つというところをイメージしているわけではありません。

ですので、手続的には今後の状況を見ていくことにはなりますけれども、繰越しというのは、当然頭に置いているというところでございます。

おっしゃっているように、今回の意味合いとありますのが、やはり事業者の方々にどうやって気持ちをつないでもらえるのかということに物すごく意を注いだつもりでありまして、どうしてもその予算、財源の関係上の問題があるものですから、支援金という形のものについては、

ある程度限らざるを得ないだろうと。ただ、その先に消費喚起という意味合いのものは行政としてもちゃんと考え方を持っているんですよ。そういう中で、その市町村の実情に応じた形で実現できていけるというような、そういうものをお示しすることがまず大事だろうということで、今回の2つの事業の御提案をしたということでございます。

当然、感染の収束状況、ワクチンの実施状況、そういったものを見ながら、それから、市町村によってはそんなに出ていないため、町民、村民、市民の利用という形に限定してやっていこうとか、いろんな発想ができると思いますので、市町村の実情をしっかりと反映させていただくような形をつくっていこうというところで取り組んでまいりますので、大変重要な御指摘でありますので、我々としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

○山下委員 やり方については、十分、私も分かりました。

これは2分の1なんですけれども、市町村の負担もお願いしていくわけですか。

○山下商工政策課長 市町村ごとに配分額を決めておりまして、これを市町村に配分し、同額以上を市町村が上乘せしてやっていただくというようなスキームになっています。

○山下委員 一応、緊急事態宣言が延長されて、今のところ2月7日で一応解除ですよ。そうなったときに、昨日、日南にサッカーのキャンプが来たという報道もありましたが、野球も今からどんどん来るんでしょうけれども、無観客ですよ。この措置は当面、2月の7日までなのか。それが過ぎた場合には、いわゆる無観客ではない観戦ができるのか、その判断はどうされていますか。

○飯塚スポーツランド推進室長 県独自の緊急事態宣言が外れたとしましても、国の緊急事態宣言が残っている間は無観客です。

あと、両方とも外れたとしても、キャンプ地の感染状況が赤区域の場合は無観客というふうにしております。

○山下委員 基本的には国の方針に基づいて、無観客という判断なのですか。

○飯塚スポーツランド推進室長 国の緊急事態宣言が出ている間は、確実に無観客で行うということでございます。

○松浦商工観光労働部長 現時点では、国も県も緊急事態宣言というようなことでありますので、この場合は当然無観客ですよということは決定しております。

それから、仮に、県は収束していけば解除ということになるかも分かりませんが、国がどうなるか分かりませんので、国が引き続きということになれば、やはり無観客は継続ということになると、ここまでは決定をしております。

あと、その両方とも解除になって、じゃあ、そこで開放するのかという問題については、そのときの状況を見て考えなければならない要素が非常に多いものですから、そこのところまでを決定しているわけではないということでありまして。やはり最優先するのは感染防止という観点で、改めて検討する必要があると考えております。

○山下委員 はい、分かりました。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時9分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に議案につきまして、賛否も含め御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、議案の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告案についてであります。

午前中に頂いた御意見等を踏まえて作成しました委員長報告案を机上に配付しております。委員の皆様、委員長報告案を御一読願います。よろしいでしょうか。

委員長報告案については、この内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

午後1時12分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一